

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律

第二十三号）（抄）

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律及び構造改革特別区域法の一部改正）

第九条 次に掲げる法律の規定中「国家公安委員会規則、公正取引委員会規則」を「公正取引委員会規則、国家公安委員会規則」に、「国家公安委員会、公正取引委員会」を「公正取引委員会、国家公安委員会」に改める。

一 （略）

二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十七条

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、人権擁護法の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。